

山形県スキー連盟教育本部規程

(昭和58年11月制定)

(平成4年10月改定)

(平成13年11月改定)

(平成14年5月改定)

(平成27年10月改定)

(令和6年7月改定)

第1条 山形県スキー連盟規約（以下「規約」という。）第13条に基づき山形県スキー連盟教育本部を置く。
（任 務）

第2条 教育本部は、社会体育における基礎スキー及び基礎スノーボードの普及と発展、並びに強化をはかると共に、傷害防止対策を行う。

（事 業）

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基礎スキー及び基礎スノーボード指導者の育成並びに強化
- (2) 基礎スキー及び基礎スノーボードの指導、講習、検定強化
- (3) 公認資格者の審査、認定並びに指導
- (4) 公認スキー学校の指導管理
- (5) スキーヤー及びスノーボーダーの事故防止並びにスキー場（スノーボード用ゲレンデ含む）の安全確保
- (6) 公認パトロールの育成並びに強化
- (7) その他必要な事項

（組 織）

第4条 教育本部は原則として、担当理事、委員、県連技術員（以下技術員）及び県連デモンストレーター（以下県デモ）をもって構成し、特に必要ある時は顧問をおくことができる。

（各 部）

第5条 第1条の目的を達成するために、次の各部をおく。

- 総務企画部
- 指導部
- 検定部
- 強化部
- スキー学校部
- 傷害対策部
- スノーボード部

（役員及び委員等）

第6条 教育本部に本部長・副本部長の役員及び前条の各専門部には部長・副部长・委員を置く。

2 本部長・副本部長は理事の中から会長が選任し、理事会で決定する。部長・副部长・委員は本部長が選任し会長が委嘱する。

3 前2項の役員及び委員等の任期は、理事の任期を準用する。

4 任期中、欠員または職務遂行に不都合の生じた場合は、適宜これを補充し交代することができる。

（機関及び会議）

第7条 教育本部の機関は次の通りとし、それぞれの会議は、必要に応じて会長又は、本部長、各部長が招集する。

- 教育本部会（全体会）
- 常任委員会
- 各 部 会

（本部会議）

第8条 教育本部会議に附議する事項は次の通りとする。

1. 重要事項の審議及び議決
2. 予算及び決算
3. 規程の変更改廃
4. その他、教育本部の目的達成に必要な事項

（常任委員会）

第9条 常任委員会は、常時会務を処理し、本部会議を招集するいとまのない時は常任委員会の責任に於いて、適宜会務を執行することができる。常任委員会議には、各部の事務担当委員を加えることができる。

（各 部 会）

第10条 各部会は、所管事項を司どり、次の通りとする。

- 総務企画部
 1. 教育本部各部の行事並びに予算の集約に関すること。
 2. 教育本部の会議並びに各部の連絡調整に関すること。
 3. 山形県認定スキー指導者制度に関すること。

4. 他の部に属さない、教育本部所管事項に関する事。
 - 指導部
 1. 教育本部研修会、並びに指導員研修会に関する事。
 2. 基礎スキー指導者の養成強化に関する事。
 3. 基礎スキー（一般、ジュニア）の指導に関する事。
 - 検定部
 1. 基礎スキー検定に関する事。
 2. 基礎スキー技能テストに関する事。
 3. スキー技術選手権大会、並びにデモンストレーター選考に関する事。
 4. 公認検定員に関する事。
 - 強化部
 1. 全日本スキー技術選手権大会出場、及びデモンストレーターを目指す者の養成強化に関する事。
 2. その他、所管事項に関する事。
 - スキー学校部
 1. スキー学校の公認に関する事。
 2. スキー学校の指導、管理（育成、援助）に関する事。
 3. スキー学校の連絡協議に関する事。
 4. その他、スキー学校に関する事。
 - 傷害対策部
 1. スキーの安全と傷害対策の普及強化に関する事。
 2. スキーパトロールの技術研究に関する事。
 3. スキーパトロールの養成指導に関する事。
 4. 事故対策と調査研究に関する事。
 5. S. A. J 及び県連行事への協力に関する事。
 6. 傷害防止対策の関係機関及び団体との連携協力に関する事。
 7. その他必要な事項
 - スノーボード部
 1. スノーボード指導員研修会に関する事。
 2. スノーボード指導者の養成強化に関する事。
 3. スノーボード検定に関する事。
 4. スノーボード技能テストに関する事。
 5. スノーボード（一般、ジュニア）の指導に関する事。
 6. その他スノーボードに関する必要な事項。

第 11 条 下記事項については、所管部、常任委員会で検討し、選任を行い会長がこれを委嘱する。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 指導員研修会（準指も含む） | 講師並びに役員 |
| (2) 指導者養成講習会 | 講師並びに役員 |
| (3) 準指導員検定会 | 検定員並びに役員 |
| (4) スキー技術選手権大会 | 審判員、役員並びにコーチ |
| (5) クラウン、テクニカルプライズ、テスト | 検定員並びに役員 |
| (6) スノーボードに関する諸行事 | 講師、検定員、審判員並びに役員 |
| (7) その他教育本部行事 | 講師並びに役員 |

第 15 条 教育本部の内規については別にこれを定める。

（規程の改廃）

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. 本規約は令和 6 年 7 月 27 日改正施行する。但し、第 6 条 2 は次回改選より適用する。